

会員に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は日本ESD学会会則(以下、会則と称す)の第2章会員に関して必要な事項を定めるものである。

(団体会員)

第2条 会則第4条3項に定める団体会員について、以下の通り定める。

1. 団体会員とは、本会の目的および事業に賛同する団体(学校、NPO/NGO法人、地方自治体等)である。
2. 入会に当たっては、別添の団体会員入会申込書を会長に提出しなければならない。
3. 申請した団体については、評議員会が審査を行い会長が許可する。
4. 団体の代表者は総会に参加することができる。代表者の代理の者が総会に参加する場合は事前に会長に届け出なければならない。
5. 団体に所属する者が年次大会における発表あるいは会誌に投稿する場合には、団体の連絡責任者を通して申し込むこととする。学会に対する連絡等も同様とする。

(賛助会員)

第3条 会則第4条4項に定める賛助会員について、以下の通り定める。

1. 賛助会員とは、本会の目的および事業に賛同する個人、団体および法人である。
2. 入会に当たっては、別添の賛助会員入会申込書を会長に提出しなければならない。
3. 申請した者については、評議員会が審査を行い会長が許可する。
4. 団体または法人の賛助会員に所属する者が年次大会における発表あるいは会誌に投稿する場合には、団体または法人の連絡責任者を通して申し込むこととする。学会に対する連絡等も同様とする。

(会費)

第4条 会則第5条に定める会費の額は1年当たり以下の額とする。

1. 正会員 5,000円
2. 学生会員 3,000円

3. 団体会員 20,000円

4. 賛助会員 1口 50,000円とし、2口以上

(入会)

第5条 会則第6条の規定にかかわらず、正会員および学生会員は入会申込書によらず、電子媒体(Web)による入会申込みをすることができる。

2. 申込みをした者については、評議員会が入会の可否を判断する。

(退会)

第6条 2年を超えて会費を滞納した者は、評議員会の議を経て退会させることができる。

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するとき、総会において出席者の3分の2以上の決議によって、除名することができる。この場合、当該会員は総会において弁明の機会をあたえられる。

- (1) 本会の会則または細則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(権利)

第8条 会則第8条に定める会員の権利について、6ヶ月を超えて会費を滞納している者は会費を納入するまでこれを行使することができないものとする。

附則

1. 本細則は2017年6月1日からこれを適用する。